

令和3年9月17日

監理団体 代表者 各位

外国人技能実習機構監理団体部長

## 監理団体許可有効期間更新手続きのお知らせ

日頃より適正な監理事業の運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
監理団体の許可には有効期間が定められており、有効期間満了後も引き続き監理事業を継続する場合は、許可の有効期間の更新手続きが必要です。有効期間の更新申請は有効期間満了日の3か月前までに行う必要がありますので、貴団体の許可の有効期間をご確認いただき、以下の更新申請期間内に申請を行うようお願いいたします。

### 更新申請期間：有効期間満了日の6か月前から3か月前まで

#### ☆期限経過後は申請を受け付けることはできません

申請書については別紙の資料をご確認の上、指定された様式での提出をお願いいたします。申請書の電子媒体は当機構ホームページ(<https://www.otit.go.jp/youshiki/>)からダウンロードできます。

#### 【申請に当たっての注意事項（※必ずご確認ください）】

- 有効期間の更新にあたっては、新規許可時と同じ要件を満たす必要があります。
- 債務超過の解消について
  - 新規許可時に、直近の財務諸表において債務超過だったために、債務超過の解消が許可条件として付されている場合は、有効期間更新申請時の直近の事業年度末時点で債務超過が解消されていることが有効期間更新の条件となります。
  - 新規許可時には債務超過でなかった団体が、有効期間更新申請時の直近の財務諸表で債務超過となっている場合は、申請時点における債務超過の解消が月次試算表等で確認できる必要があります。
- 監理事業所の適格性について  
令和3年4月1日の運用要領の改正により、「監理事業を行う事業所を実習実施者等が所有する建物等に設置しないこと」と追記されているところですが、現在も実習実施者名義（実習実施者と同一と判断される者の名義の場合を含む）の建物に事業所を設置している監理団体が散見されます。有効期間更新申請の審査において、事業所の賃貸人を確認しておりますので、監理団体の事業所を上記の建物等に設置している場合は、速やかな転居の検討をお願いいたします。

#### 4 適切な監理責任者の選任について

監理責任者について、技能実習法施行規則では「実習監理を行う団体監理型実習実施者と密接な関係を有する者」は「当該団体監理型実習実施者に対する実習監理に関与してはならない」とされています。ところが、有効期間更新申請の審査において、当該要件を満たさない事例（例：実習監理を行う実習実施者の役職員や過去5年以内にこの者であった者）が見受けられます。

この場合、速やかに適切な監理責任者を選任（追加を含む。）する必要があります。

なお、監理責任者の要件の一つである監理責任者等講習の受講について、受講期限を超えていないか（3年以内の受講）のご確認をお願いいたします。

#### 5 一般監理団体の有効期間更新申請に係る優良要件適合申告書（監理団体）の記載内容・方法について

一般監理団体におかれましては、有効期間更新申請の際に優良要件適合申告書（監理団体）（参考様式第2-14号）の提出が必須となっておりますが、当様式は令和2年11月24日及び令和3年7月29日に変更となっております。技能実習制度運用要領の説明箇所及び該当様式をお送りしますので、記載の際は留意の上提出いただきますようお願いいたします。

- ・ 旧配点を使用できるのは令和3年10月までであり、来年度は新配点しか適用できませんので優良要件適合申告書（監理団体）記4Ⅳ（相談・支援体制）における新配点の積極的な活用をお願いします。
- ・ 優良要件適合申告書（監理団体）に関して今後も変更する可能性がありますので、適宜機構HPの確認をお願いします。

（提出先）

〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15

LOOP-X 3階

外国人技能実習機構 監理団体部 審査課

TEL : 03-6712-1923

(参考)

有効期間満了日は、監理団体許可証に記載されている有効期間の終期（平成34年は令和4年に読み替えてください。）又は当機構のホームページにある監理団体一覧（トップページ → 監理団体の検索 → 許可監理団体（一般又は特定））の「許可期限」欄で確認してください。

(許可証の例)

別記様式第14号（第38条第1項関係）

（日本工業規格A列4）

許可番号	
許可年月日	年 月 日
監 理 団 体 許 可 証	
法人の名称	
住所	
法人の種類	
事業所の名称	
事業所の所在地	
許可の別	一般監理事業      特定監理事業
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
取扱職種の範囲等	
許可の条件	
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第23条第1項の許可を受けた監理団体であることを証明する。	
年 月 日	
法 務 大 臣	
厚生労働大臣	

事業所枝番号

(※) 新規許可時に債務超過だったために、債務超過の解消が許可条件として付されている場合の許可条件通知書（下の黒枠内に許可条件が記載されています。）

(日本産業規格A列4)

平成 年 月 日
監 理 団 体 許 可 条 件 通 知 書
殿
法 務 大 臣 厚生労働大臣
平成 年 月 日付け許可番号 による貴殿に対する許可については、下記の理由により次の許可条件を付して行います。
なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣及び厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
この処分については、審査請求のほか、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
(許可条件)
記
(理由)

